

○総務省令第六十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項に次の一号を加える。

五 七〇〇MHz帯高度道路交通システム（七五五・五MHzを超え七六四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主として道路交通に関するデータ伝送のために基地局と陸上移動局の間又は陸上移動局相互間で行う無線通信をいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動局の送信設備

第六条第四項第二号(12)中「九五〇MHzを超え九五八MHz以下」を「九一五MHzを超え九三〇MHz以下」に改め、同項に次の一号を加える。

十 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局

第十条の二第六号中「第十四条第一項の表十八の項(一)」を「第四十九条の二十二」に改める。

第十一条の二の三の見出し中「又は」を「若しくは」に改め、「調査」の下に「又は終了促進措置」を加え、同条中「は、別表第二号の二の二」を「のうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三」に改める。

第十一条の二の四第一項中「この条において」を削り、「総合通信局長」を「混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置（以下「終了促進措置」という。）に係るものについては総務大臣」に改め、同条第二項中「別表第二号の二の三」を「混信又はふくそうに関する調査に係るものについては別表第二号の二の四、終了促進措置に係るものについては別表第二号の二の五」に改め、同条第四項中「総合通信局長」を「総務大臣又は総合通信局長」に、「又は」を「若しくは」に改め、「調査」の下に「又は終了促進措置の用」を加える。

第十一条の二の五中「前条第一項」を「混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項」に改め、同条第二項中「係る」を「関する、混信又はふくそうに関する調査に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 終了促進措置に係る前条第一項の請求については、法第二十七条の十二第一項に基づき制定する一の開設指針ごとに行わなければならない。

第十五条の三第七号を次のように改める。

七 設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

設備規則第四十九条の七の三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

第四十一条の二の六第二十四号中「第十四条第一項の表十八の項(一)」を「第四十九条の二十二」に改める。

第四十三条の二第一項中「同規則」を「運用規則」に改め、同条第二項中「第十四条第一項」を「第四十九条の二十二」に改める。

第五十一条の十五第一項第二号の二の二中「基づく」の下に「混信又はふくそうに関する調査に係る」を加え、同条第二項の表五の三の項中「規定する」の下に「混信又はふくそうに関する調査に係る」を加え、同表八の三の項中「あつては」を「あつては」に改める。

第五十二条第一項中「、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するものは任意の総合通信局長を」を削り、「(無線設備)」を「(法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備)」に改め、同項の表二の六の項中「同規則」を「従事者規則」に改め、同条第三項中「法第三十八条の二第一項」を「法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措

置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの及び法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの並びに法第三十八条の二第一項」に改め、「ついでには」の下に「、第一項の規定にかかわらず」を加える。

別表第二号の二の三の様式中「下記のとおり」の次に「混信又はふへそうに関する調査に係る」を加え、同様式記4中「~~無線局の設置~~」を「~~無線局の設置~~の設置」に改め、同様式記5中「~~無線局の設置~~」の次に「~~無線局~~」を加え、同表を別表第二号の二の四とし、同表の次に次の一表を加える。
別表第二号の二の五（第11条の2の4第2項関係）

無線局情報提供請求書

年 月 日

収	入
印	紙

総務大臣 殿

請求者 (注1)

住 所

氏 名

印

代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり終了促進措置に係る無線局情報の提供を請求します。

記

- 1 請求理由 (注2)
- 2 開設しようとする無線局の概要
(1) 無線局の種類別

- (2) 無線局の目的
 - (3) 識別信号
 - (4) 無線設備の設置場所又は移動範囲
 - (5) 周波数等
 - 占有周波数帯幅
 - 電波の型式
 - 周波数
 - (6) 空中線電力
- 3 希望する情報提供範囲 (注3)
 - 4 希望する情報提供の方法 (注4)
 - 用紙に出力したもの
 - フレキシブルディスクカートリッジ (日本工業規格 X 6223 に適合する幅90ミリメートルのものに限る。) に複写したもの
 - 光ディスク (日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの

注 1 請求者の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、請求者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (3) 請求者が外国人である場合は、住所については、日本における居住地を記載すること。
 - (4) 代理人による請求の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。
- 2 2の請求理由については、開設が必要となる理由を具体的に記載すること。
 - 3 3の希望する情報提供範囲については、開設指針に規定する終了促進措置に係る無線局のうち、情報提供を希望する無線局を具体的に記載すること。
 - 4 希望する情報提供の方法については、該当する事項の□1ヶ所にレ印を付けること。

別表第二号の二の二の次に次の一表を加える。

別表第二号の二の三（第11条の2の3関係）

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局（法第4条第1号から第3号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。）	1 免許人等の氏名又は名称（注1）
	2 免許人等の住所（注2）
	3 無線局の種別
	4 無線局の目的（注3）
	5 無線設備の設置場所（注4）
	6 電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅（注5）
	7 空中線電力
	8 適合表示無線設備の番号（注6）
	9 開設している無線局の数（注7）

注1 氏名については、請求者が認定開設者（法第27条の14第3項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。）である場合に限り、提供する。

2 請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

- 3 登録局の場合にあつては、提供しない。
- 4 移動する無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）にあつては常置場所、包括免許に係る特定無線局にあつては包括免許人の事務所の所在地を提供することとする。ただし、請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。
- 5 登録局の場合にあつては、周波数に限り提供する。
- 6 技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を提供する。

7 包括免許に係る特定無線局又は包括登録に係る登録局の場合に限り、提供する。
（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の二第2注9(2)中「、第49条の7の2」を証す。

別表第二号の四注20(3)中「すべて」を「全て」に、
「905MH_zから915MH_zまで」を「何MH_zから何MH_zまで」に改め、

別表第五号の七の1中「法第27条の23第1項第1号」を「法第27条の12第1項第1号」に改め、

同表10(1)中「注10」を「注9」に改め、同10(2)中「注11」を「注10」に改め、同10(3)ア中「注12」を「注11」に改め、同10(4)中「注13」を「注12」に改める。

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四百四十条中「第十四条第一項」を「第四十九条の二十二」に、「左の」を「次に掲げる」に改める。

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の十九 道路交通情報通信を行う無線局の無線設備(第四十九条の二十二)」を

「第四節の十九 道路交通情報通信を行う無線局の無線設備(第四十九条の二十二)」を

第四節の十九の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備(第四十九条の二十二の二)に改める。

第九条の四に次の一号を加える。

十三 七〇〇MHz帯高度道路交通システム(施行規則第四条の四第二項第五号に規定する無線通信

四五MHzを超え九六〇MHz以下」に、「陸上移動局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）」を「陸上移動局及び陸上移動中継局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）」に改め、同条第四項中「八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下」を「八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下又は九一五MHzを超え九六〇MHz以下」に、「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」を「並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」に、「直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」を「八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

無線局の種類別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一〇〇〇MHz未満 （八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値

	<p>イ 一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 以下</p>	<p>任意の一 MHz 幅で (一) 四七 デシベル以下の値</p>
<p>九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ア 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (九三五 MHz 以上九七〇 MHz 以下を除く。)</p>	<p>任意の一〇〇 kHz 幅で (一) 五七デシベル以下の値</p>
	<p>イ 一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 以下 (二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下を除く。)</p>	<p>任意の一 MHz 幅で (一) 四七 デシベル以下の値</p>
	<p>ウ 二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五</p>	<p>任意の一 MHz 幅で (一) 五二 デシベル以下の値</p>

	陸上移動局		
	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置		
九四五MHzを超え九六〇MHz		ア 三〇MHz以上一〇〇〇MHz未満 （八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。） イ 八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下 ウ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	MHz以下 任意の一〇〇kHz幅で（一） 任意の一〇〇kHz幅で（二） 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
ア 三〇MHz以上一〇〇MHz以下		任意の一〇〇kHz幅で（一）	任意の一〇〇kHz幅で（一）

以下の周波数の電波を受信する受信装置

			<p>、〇〇〇MHz未満 (九〇〇MHz以上 九一五MHz以下及 び九四五MHz以上 九六〇MHz以下を 除く。)</p>	<p>五七デシベル以下の値</p>
<p>イ 九〇〇MHz以上 九一五MHz以下及 び九四五MHz以上 九六〇MHz以下</p>	<p>ウ 一、〇〇〇MHz 以上一二・七五 GHz以下</p>		<p>任意の三・八四MHz幅で(一) 六〇デシベル以下の値</p>	
	<p>任意の一MHz幅で(一)四七 デシベル以下の値</p>			

第二十四条第四項第二号の表中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「八九五MHz」を「八九〇MHz」に
改め、同項第三号中「並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波
数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削り、同号の表基地

局の項を次のように改める。

基地局		八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置
ア	三〇MHz以上一〇〇〇MHz未満 (八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
イ	一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下(一、四六五・九MHz以上一、五二〇・九MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
ウ	二、〇一〇MHz	任意の一MHz幅で(一)五二

		<p>九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	
<p>MHz以下</p> <p>ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下</p>	<p>イ 一、〇〇〇MHz以上一、七五GHz未満（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）</p>	<p>ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（九三五MHz以上九七〇MHz以下を除く。）</p>	<p>MHz以下</p> <p>以上二、〇二五</p>
<p>デシベル以下の値</p>	<p>任意の一MHz幅で（二）五二</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅で（二）五七デシベル以下の値</p>	<p>デシベル以下の値</p>

第二十四条第四項に次の一号を加える。

四 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種類別		周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く。） イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。） ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	陸上移動局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

第二十四条第十項中「基地局」の下に「(五・七七〇GHzを超え五・八一〇GHz以下の周波数の電波を使用し、狭域通信システムの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)」を加え、同条第十五項を次のように改める。

15 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別(無線設備が、応答のための装置(無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハにおいて同じ。))から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。)用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。))以下の値

	七二〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五八デシベル以下の値
	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五八デシベル以下の値
	九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
	九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五八デシベル以下の値
	一、〇〇〇MHzを超え一、二一五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四八デシベル以下の値
	一、二一五MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値
二 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の受信装置		
周波数帯	副次的に発する電波の限度	
七二〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値	

三 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置

七一〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
周波数帯	副次的に発する電波の限度
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値

九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値

第二十四条第十六項中「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下」に改め、同項の表を次のように改める。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
七一〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル

		以下の値	
	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値	
	九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値	
	九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五五デシベル以下の値	
	一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値	

第二十四条に次の一項を加える。

27 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種別		周波数	帯
基地局	七七〇MHz以下		副次的に発する電波の限度 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
	七七〇MHzを超え八一〇MHz以下		任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値

陸上移動局	八一〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	均電力が三二〇ピコワット以下の値
	一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
	一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
	一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値

第四十九条の六第一項中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改める。

第四十九条の六の三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改める。

第四十九条の六の四第一項中「下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの」の下に「(九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）」を加え、同項の表基地局の無線設備の

項中「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改め、同表符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六の五第一項中「下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの」の下に「(九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が每秒三・八四メガチップのものに限る。）」を加え、同項の表基地局の無線設備の項中「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下」を「、八九三MHzを超え九四〇MHz以下」に改め、同表時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「九〇一MHz」を「九一五MHz」に、「九四〇MHz」を「九六〇MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八一五MHzを超え八五〇MHz以下」を「通信の相手方が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同号口中「八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は

九一五MHzを超え九四〇MHz以下」を「通信の相手方が八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下」に改める。

第四十九条の六の九第一項の表基地局の無線設備の項中「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改め、同表シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六の十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七中「九〇五MHzを超え九一五MHz以下」を「九三〇MHzを超え九四〇MHz以下」に改め、同条第一号ロ(3)中「五五MHz」を「八〇MHz」に改める。

第四十九条の七の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四十九条の七の二 削除

第四十九条の七の三の前に見出しとして「(デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線

設備)」を付し、同条中「八三六MHzを超え八三八MHz以下、」及び「、八九一MHzを超え八九三MHz以下」を削り、「九〇五MHzを超え九一五MHz以下」を「九三〇MHzを超え九四〇MHz以下」に改め、「、デジタルMCA陸上移動通信の試験のための通信等を行う無線局」の下に「(デジタルMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)」を加え、「若しくは八九一MHzを超え八九三MHz以下」及び「八九一MHzを超え八九三MHz以下若しくは」を削り、同条第一号ト中「五五MHz」を「八〇MHz」に改める。

第四十九条の九第一号中「九五二MHzを超え九五六・四MHz以下」を「九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下」に改め、同号ハ中「九五二・二MHz以上九五六・二MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの」を「九一六・八MHz以上九二〇・八MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHz」に、「へ」を「ハ及びへ」に改め、「同じ。)」の下に「を使用するものであること。ただし、中心周波数が九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzのものにあつては、単位チャネル」を加える。

第四十九条の十四第一号中「九五〇MHzを超え九五六MHz以下」を「九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下」に改め、同条第六号中「九五二MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下」に改め、同号ロ中「〇・〇一ワット」を「〇・二五ワット」に改め、同号ハ中「九五二

・二MHz以上九五七・四MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzを「九一六・八MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHz」に改め、同号ホ中「(一)一〇デシベル」を「四デシベル」に改め、同号へ中「(一)一八デシベル」を「(一)五デシベル」に改め、同条第七号中「九五四MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下」に改め、同号ロ中「〇・〇ワット」を「〇・〇二ワット」に改め、同号ハ中「九五四・二MHz以上九五七・四MHz以下の周波数のうち九五四・二MHz又は九五四・二MHz」を「九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHz」に、「へ」を「ホ」に改め、同号ホを削り、同号へ中「(一)一八デシベル」を「(一)一五デシベル」に改め、同へを同号ホとし、同条第八号中「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下」に改め、同号ハ中「九五・一MHz以上九五七・四MHz以下の周波数のうち九五・一MHz又は九五・一MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルをいう。へ」を「九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数にあつては、九一六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルを、九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数にあつては、九二八・一五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が一〇〇kHzのチャンネルをいう。ホ」に改め、同号中ホを削り、へをホとする。

第四十九条の二十二中「無線局」の下に「(二)五GHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関

する情報を送信する特別業務の局をいう。以下同じ。）」を加え、「で、二・五GHz帯の周波数の電波を送信するもの」を削る。

第四章第四節の十九の次に次の一節を加える。

第四節の十九の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備

第四十九条の二十二の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、同報通信方式、単向通信方式又は単信方式であること。
- 二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。
- 三 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。
- 四 信号送信速度は、毎秒五メガビット以上であること。
- 五 使用する周波数帯における空中線電力は、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。
- 2 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
- 一 送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶

対利得〇デシベルの送信空中線に前項第五号に規定するうち最大の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を一三デシベルまで送信空中線の利得で補うことができる。

二 電波を発射する場合には、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

3 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に第一項第五号に規定するうち最大の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を五デシベルまで送信空中線の利得で補うことができる。

二 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けていること。

三 電波を発射する場合には、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

第五十四条第五号中「九五〇MHz帯」を「九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下」に改め、同号口中「二五〇ミリワット」を「〇・二五ワット」に改め、同号ハ中「九五二・二MHz以上九五六・二MHz以下」を「九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下」に、「九五二・二MHz又は九五二・二MHz」を「九二〇・六MHz」に、「へ」を「ホ」に改め、「使用するもの」の下に「（同時使用可能な最大チャネル数

は、五とする。)を加え、同号中ホ及びトを削り、へをホとする。

第五十七条の三中「八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する」及び「八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用する」を削る。

第五十八条中「八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する」を削る。

別表第一号の表7の項を次のように改める。

7 470MHz z を 超え2,450MHz z 以下	<p>1 固定局 (注20, 31, 35)</p> <p>(1) 810MHz z を超え960MHz z 以下のもの</p> <p>(2) その他の周波数のもの</p> <p>ア 100W以下のもの</p> <p>イ 100Wを超えるもの</p> <p>2 陸上局及び移動局 (3から6までに掲げるものを除く。) (注20, 31, 34, 35, 37, 38)</p> <p>(1) 810MHz z を超え960MHz z 以下のもの</p> <p>(2) その他の周波数のもの</p> <p>3 簡易無線局 (注35)</p> <p>4 特定小電力無線局 (注36)</p>	<p>1.5</p> <p>100</p> <p>50</p> <p>1.5</p> <p>20</p> <p>3</p> <p>4</p>
------------------------------------	---	--

5	デジタルコードレス電話の無線局	3
6	小電力データ通信システムの無線局	50
7	無線測位局 (注29)	
	(1) 地上DME及び地上タカンの送信設備	20
	(2) 機上DME及び機上タカンの送信設備	100 k H z
	(3) S S Rの送信設備	
	ア モードS機能を有するもの	10 k H z
	イ その他	200 k H z
	(4) A T Cトランスポンダの送信設備	
	ア モードS機能を有するもの	1, 000 k H z
	イ その他	3, 000 k H z
	(5) 質問信号送信設備	10 k H z
	(6) 基準信号送信設備及びノントランスポン ダ	1, 000 k H z
	(7) その他の無線測位局	500
8	地上基幹放送局 (注21, 49)	

1及び2を削り、同表第59中「952MHzを越え956.4MHz以下」を「920.5MHz以上923.5MHz以下」に改め、同表に次のように加える。

第61 700MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、9MHzとする。

別表第三号23中「950.8MHzを越え957.6MHz以下」を「915.9MHz以上929.7MHz以下」に改め、同表24及び25を次のように改める。

24 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB（1mWを0dBとする。以下この表並びに(2)及び(3)の表において同じ。）以下の値

710MHz を超え900MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -58 d B 以下の値
900MHz を超え915MHz 以下	任意の 100 k Hz の帯域幅における平均電力 が-58 d B 以下の値
915MHz を超え915.7MHz 以下及び92 3.5MHz を超え930MHz 以下	任意の 100 k Hz の帯域幅における平均電力 が-39 d B 以下の値
915.7MHz を超え923.5MHz 以下 (無 線チャネルの中心周波数からの離調が10 0 (n + 1) k Hz 以下を除く。) (注)	任意の 100 k Hz の帯域幅における平均電力 が-29 d B 以下の値
930MHz を超え1,000MHz 以下	任意の 100 k Hz の帯域幅における平均電力 が-58 d B 以下の値
1,000MHz を超え1,215MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -48 d B 以下の値
1,215MHz を超えるもの	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -30 d B 以下の値

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

(2) 916.7MHz 以上923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz 以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
710MHz を超え900MHz 以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
900MHz を超え915MHz 以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
915MHz を超え915.7MHz 以下及び923.5MHz 以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
915.7MHz を超え923.5MHz 以下 (無線チャネルの中心周波数からの離調が100 (n + 1) kHz 以下を除く。) (注)	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-29dB以下の値

930MHz z を超え1,000MHz z 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-55dB 以下の値
1,000MHz z を超え1,215MHz z 以下	任意の1MHz z の帯域幅における平均電力が-45dB 以下の値
1,215MHz z を超えるもの	任意の1MHz z の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

(3) 920.5MHz z 以上923.5MHz z 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz z 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-36dB 以下の値
710MHz z を超え900MHz z 以下	任意の1MHz z の帯域幅における平均電力が-55dB 以下の値
900MHz z を超え915MHz z 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が-55dB 以下の値
915MHz z を超え920.3MHz z 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力

	が－36 d B以下の値
920. 3MHz を超え924. 3MHz 以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が（ $200 + 100 \times n$ ）kHz 以下を除く。）（注）	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－29 d B以下の値
924. 3MHz を超え930MHz 以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36 d B以下の値
930MHz を超え1, 000MHz 以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－55 d B以下の値
1, 000MHz を超え1, 215MHz 以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が－45 d B以下の値
1, 215MHz を超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が－30 d B以下の値

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

- 25 915. 9MHz 以上929. 7MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備（24(2)に掲げるものを除く。）の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次

のとおりとする。

周 波 数 帯	不 要 発 射 の 強 度 の 許 容 値
710MHz 以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB（1mWを0dBとする。以下この表において同じ。）以下の値
710MHz を 超 え 900MHz 以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-5dB以下の値
900MHz を 超 え 915MHz 以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-55dB以下の値
915MHz を 超 え 930MHz 以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が、単位チャネルの幅が200kHzの場合にあつては $(200 + 100 \times n)$ kHz以下、単位チャネルの幅が100kHzの場合にあつては $(100 + 50 \times n)$ kHz以下を除く。）（注）	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値

930MHz を超え1,000MHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が—55dB 以下の値
1,000MHz を超え1,215MHz 以下	任意の1MHz の帯域幅における平均電力が—45dB 以下の値
1,215MHz を超えるもの	任意の1MHz の帯域幅における平均電力が—30dB 以下の値

注 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

別表第三号⁵³中「52」を「53」及び「回表⁵³を回表⁵⁴及び「回表⁵²」の次に次のように加える。

53 700MHz 帯高度道路交通システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 基地局

周 波 数 帯	不 要 発 射 の 強 度 の 許 容 値
710MHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が2.5μW 以下の値
710MHz を超え750MHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が20nW 以下の値

750MHz を超え755MHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が 100 μ W 以下の値
765MHz を超え770MHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が 100 μ W 以下の値
770MHz を超え810MHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が 320pW 以下の値
810MHz を超え1GHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が 2.5 μ W 以下の値
1GHz を超えるもの	任意の1MHz の帯域幅における平均電力が2 .5 μ W 以下の値

(2) 陸上移動局

周 波 数 帯	不 要 発 射 の 強 度 の 許 容 値
710MHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が 2.5 μ W 以下の値
710MHz を超え750MHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が 20nW 以下の値

750MHz を超え755MHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が 100 μ W 以下の値
765MHz を超え770MHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が 100 μ W 以下の値
770MHz を超え810MHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が 10nW 以下の値
810MHz を超え1GHz 以下	任意の100kHz の帯域幅における平均電力が 2.5 μ W 以下の値
1GHz を超えるもの	任意の1MHz の帯域幅における平均電力が2 .5 μ W 以下の値

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十号を次のように改める。

二十 削除

第二条第一項第二十号の二中「デジタル指令局」の下に「(設備規則第三条第六号に規定するデ

デジタル指令局をいう。別表第二号において同じ。）」を加え、同項に次の二号を加える。

六十三 設備規則第四十九条の二十二の二第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局に使用するための無線設備

六十四 設備規則第四十九条の二十二の二第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用するための無線設備

「
備設線無の号十二第項一第条二第
備設線無の二の号十二第項一第条二第

「
備設線無の二の号十二第項一第条二第

「
備設線無の号二十六第項一第条二第

「
備設線無の号二十六第項一第条二第
備設線無の号三十六第項一第条二第
備設線無の号四十六第項一第条二第

別表第一号一(3)アの表中

							○	○	○	○
							○	○	○	○

を

							○	○	○	○
--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

に、

							○	○	○	○
--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

を

							○	○	○	○
							○	○	○	○
							○	○	○	○

に改める。

						○	○	○	○	
						○	○	○	○	

						○	○	○	○	
--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	--

						○	○		○	
--	--	--	--	--	--	---	---	--	---	--

						○	○		○	
						○	○			
						○	○			

別表第一号一(3)ウ中「第二十号」及び「第四十九条の七の二第一号チ」を削る。

別表第二号第一注1中「952MHzを超え956.4MHz以下」を「916.7MHz以上920.9MHz以下」に改め、同第一注8(1)中「、第20号」を削り、同表第三中「及び超広帯域無線システムの無線局」を「、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz帯高度道路交通システムの無線局」に改め、同表第四中「950MHz帯」を「920.5MHz以上923.5MHz以下」に改め、同第四注3中「954.2MHz」を「920.6MHzから923.4MHzまで(200kHz間隔15波)」に改める。

様式第7号注4の表中

第2条第1項第4号の7に掲げる無線設備	WJ	第2
---------------------	----	----

第 1 項第 4 号の 7 に掲げる無線設備 Z T

第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる無線設備
第 2 条第 1 項第 6 号の 2 に掲げる無線設備
第 2 条第 1 項第 6 号の 3 に掲げる無線設備

備	A
線設備	P V
線設備	R V

第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる無線設備	A S
第 2 条第 1 項第 6 号の 2 に掲げる無線設備	B S
第 2 条第 1 項第 6 号の 3 に掲げる無線設備	C S

第 2 条第 1 項第 19 号の 11 に掲げる無線設備	F V
第 2 条第 1 項第 20 号に掲げる無線設備	H Z

第 2 条第 1 項第 19 号の 11 に掲げる無線設備

無線設備 F V

第 2 条第 1 項第 62 号に掲げる無線設備 C T

第 2 条
第 2 条
第 2 条

第1項第62号に掲げる無線設備	CT
第1項第63号に掲げる無線設備	WT
第1項第64号に掲げる無線設備	XT

に改める。

(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正)

第六条 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則(平成十三年総務省令第百四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号中「陸上移動業務」を「移動業務」に改める。

第二十七条第一号中「から当該撤去無線設備の残存価額(当該旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して十年を経過する日(当該旧割当期限が定められる前に当該旧割当期限に係る周波数の使用について、当該日以前の日を満了の日とする期限が既に定められている場合にあつては、当該期限の満了の日。別表において同じ。))において当該撤去無線設備の耐用年数が経過しない場合には当該日における価額)を差し引いた額」を「(ただし、当該旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して十年を経過する日(当該旧割当期限が定められる前に当該旧割当期限に係る周波数の使用について、当該日以前の日を満了の日とする期限が既に定め

られている場合にあつては、当該期限の満了の日。別表において同じ。）において当該撤去無線設備の耐用年数が経過しない場合には、当該日における価額を当該旧割当期限の満了の日における価額から差し引いた額」に改める。

第三十一条の二第二号中「残存価額」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第31条の2関係）

1 撤去無線設備の価額	
(1) 旧割当期限の満了の日における撤去無線設備の価額	取得日と同じくする資産ごとに、次のイ又はロにより算定した額の合計額とする。 イ 撤去無線設備のうちロ以外のもの $C \times (1 - r_1)^{n_1} \times (1 - r_1 \times n_2)$ ロ 撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものとして総務大臣が定めるもの $C \times (1 - (n_1 + n_2) \times r_2)$ 算式の符号 C 撤去無線設備の取得価額

	<p>r 1 定率法の償却率（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第8に掲げる耐用年数に応じた定率法の償却率をいう。）</p> <p>r 2 定額法の償却率（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8に掲げる耐用年数に応じた定額法の償却率をいう。）</p> <p>n 1 撤去無線設備の取得日から旧割当期限の満了の日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）</p> <p>n 2 撤去無線設備の取得日から旧割当期限の満了の日までの期間の年数のうち1年に満たない端数</p>
<p>(2) 旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日における撤去無線設備の価額</p>	<p>取得日を同じくする資産ごとに、次のイ又はロにより算定した額の合計額とする。</p> <p>イ 撤去無線設備のうちロ以外のもの</p> $C \times (1 - r 1)^{n 3} \times (1 - r 1 \times n 4)$ <p>ロ 撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多</p>

	<p>く採用されているものとして総務大臣が定めるもの</p> $C \times (1 - (n_3 + n_4) \times r_2)$ <p>算式の符号</p> <p>C、r 1、r 2 1 (1)の算式の符号に同じ。</p> <p>n 3 撤去無線設備の取得日から旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）</p> <p>n 4 撤去無線設備の取得日から旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日までの期間の年数のうち1年に満たない端数</p>
2	<p>撤去無線設備の耐用年数</p> <p>撤去無線設備の減価償却費の算定に使用される耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1又は別表第2に定めるものをいう。)のうち、その使用に係る撤去無線設備の数が最も多いものに基づき総務大臣が定める年数</p>
3	<p>撤去無線設備の撤去に要す</p> <p>撤去無線設備の撤去に要する平均的な費用に基づき総務大</p>

る費用に相当する額	臣が定める額
4 第27条第2号に規定する利子に相当する額を算定する際の利子の利率	償還期間が5年である国債の利回りその他の市場金利を勘案して総務大臣が定める年利

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条中特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第二条第一項、別表第一号一(3)アの表及び様式第七号の注4の表の改正規定(同項第六十四号に係る部分に限る。)は、平成二十五年四月一日から施行する。

(電波法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正前の施行規則第六条第四項第二号(12)の規定は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

2 この省令による改正前の施行規則第十五条の三第七号(1)の規定は、平成二十六年三月三十一日までは、なお効力を有する。

(無線設備規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している、この省令

による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

第四条 この省令の施行の際現に免許を受けているMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにデジタルMCA陸上移動通信（一、四五五㎞を超え一、四六五㎞以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この条において同じ。）を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2 旧規則の条件に適合するMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはMCA陸上移動通信設備の試

験のための通信等を行う無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはデジタルMC陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局については、この省令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日までの間に当該無線局の免許の申請があつた場合限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により免許を受けることができる。この場合において、当該免許を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

3 旧規則の条件に適合するMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはデジタルMC陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局については、この省令の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により無線設備の工事設計の変更の許可を受けることができる。この場合において、当該許可を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用する。

4 この省令の施行の際現に受けているMCA陸上移動通信を行う陸上移動局若しくは指令局の無線設備又はデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局若しくはデジタル指令局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

5 旧規則の条件に適合するMCA陸上移動通信を行う陸上移動局若しくは指令局又はデジタルMC陸上移動通信を行う陸上移動局若しくはデジタル指令局の無線設備については、この省令の施行

の日から平成二十四年七月二十四日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。

6 前項の規定による技術基準適合証明等は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

第五条 この省令の施行の際現に免許を受けている一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までは、なお従前の例による。

2 旧規則の条件に適合する一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局については、この省令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日の間に当該無線局の免許の申請があった場合に限り、新規則の規定にかかわらず、従前の例により免許を受けることができる。この場合において、当該免許を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

3 旧規則の条件に適合する一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局については、この省令の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、新規

則の規定にかかわらず、従前の例により無線設備の工事設計の変更の許可を受けることができる。この場合において、当該許可を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用する。

4 この省令の施行の際現に一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局の免許を受けている者は、この省令の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、旧規則の条件に適合するMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（いづれも一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の免許を受けることができる。この場合において、当該免許を受けた無線局の無線設備の条件については、前条第一項の規定を準用する。

5 この省令の施行の際現に受けている一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局又はデジタル指令局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、平成二十六年三月三十一日までは、なお効力を有する。

6 旧規則の条件に適合する一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタ

ルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局又はデジタル指令局の無線設備については、この省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間に限り、新規規則の規定にかかわらず、従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。

7 前項の規定により、なお従前の例によることとされる審査を受けた技術基準適合証明等は、平成二十六年三月三十一日までは、なお効力を有する。

第六条 この省令の施行の際現に免許又は登録（以下この条において「免許等」という。）を受けている九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局の無線設備の条件については、新規規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までは、なお従前の例による。

2 旧規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局については、この省令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日までの間免許等の申請があつたもの限り、新規規則の規定にかかわらず、従前の例により免許等を受けることができる。この場合において、当該免許等を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

3 旧規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局については、この省令の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に限り、新

規則の規定にかかわらず、従前の例により無線設備の工事設計の変更の許可又は変更登録を受けることができる。この場合において、当該許可又は登録を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用する。

4 この省令の施行の際現に受けている九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の効力については、この省令の施行後においても平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

5 旧規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間にあった場合においては、当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

6 前項の規定による技術基準適合証明等は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

第七条 この省令の施行の際現に開設されている九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局（附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされたこの省令による改正前の施行規則第六条第四項第二号⁽¹²⁾に掲げる周波数の電波を使用する特定小電力無線局をいう。以下同じ。）の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までは、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に受けている九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の効力については、この省令の施行後においても平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

3 旧規則の条件に適合する九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間にあった場合においては、当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

4 前項の規定による技術基準適合証明等は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

5 第二項及び前項においてなお効力を有するものとされる九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の電波を使用する旧特定小電力無線局の無線設備に係る認証工事設計については、平成二十四年十二月三十一日までに製造された当該無線設備に限り、法第三十八条の二十六の表示を付すことができる。

第八条 この省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間は、新規則第四十九条の第十四号又は第八号に規定する条件に適合する特定小電力無線局の無線設備については、九二六MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り、技術基準適合証明等を受けることができる。

(無線設備規則の一部を改正する省令の一部改正)

第九条 無線設備規則の一部を改正する省令(平成二十二年総務省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附則第四項中「この省令の施行後においてもなお」を「平成三十年三月三十一日までは」に改める。

附則第五項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十四年七月二十四日」に改める。